

## 第5回 那珂川市農業委員会会議録

令和5年8月8日、那珂川市農業委員会会長結城五子は、令和5年度第5回農業委員会総会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

### 【議案】

第19号 農地法第3条の規定による許可申請について(2件)

第20号 農用地利用集積計画の利用権設定について(3件)

### 【報告】

第9号 専決処分について

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書  
について(2件)

### 【その他】

- ① 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の見直しに伴う  
意見聴取について

#### <出席委員>

##### 農業委員

会長 結城 五子 1番 佐伯 隆嘉 2番 高橋 堅  
3番 山崎 美代子 4番 白水 正彦 5番 内野 学  
6番 上野 信之 7番 佐伯 久典

##### 農地利用最適化推進委員

1番 久我 一徳 2番 添田 英一 3番 八尋 博基  
4番 真鍋 利明 5番 重松 栄作

#### <欠席委員 >

なし

#### <事務局>

事務局長 真鍋 勝大  
係長 眞鍋 翔輝  
書記 手嶋 雄美子

開会 (午前9時30分)

議

長

皆さんおはようございます。ただいまから、令和5年度第5回農業委員会総会を開会します。

では、議案審議に入ります前に、議事録署名人の指名を行

	<p>ないです。6番、上野 信之委員と、7番、佐伯 久典委員を指名します。よろしくお願いいたします。発言される場合は、挙手をして、指名されてから発言をお願いします。</p> <p>では、議案に入ります。議案第19号番号1農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第19号番号1農地法第3条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>議案書の2ページをお願いします。資料編も2ページになります。譲渡人と譲受人の住所、氏名、申請地の所在地、地目、面積は議案書に記載のとおりです。契約内容は売買契約です。現在、自己所有地が12,172平米、借入地が134平米ございます。議案書の7ページ、営農計画書をお願いします。申請理由については、地主の高齢化に伴い売却依頼があったため、となっています。申請地は、現在まで、譲受人が借りて耕作をしていたとのこと。作付計画は、米と各種野菜です。農作業に従事する世帯員等は、本人以外に息子さんと、雇用している者が1名です。8ページをお願いします。使用する農機具は、トラクター、リフト、移植機、管理機、既に所有されており、農業用倉庫に保管されています。通作方法等は、通作距離は50メートルで、所要時間1分、交通手段は軽トラックです。農業経験はあり、農産物の生産・販売歴が40年、農作業歴は60年です。</p> <p>9ページ登記事項証明書、10ページに字図、11ページに位置図を添付しております。</p> <p>資料編1ページをお願いします。今回の申請につきましては、こちらに記載の判断基準の、農地法第3条第2項の第1号から第6号の規定に該当しないため、3条の許可条件は満たしています。以上です。</p>
議長	<p>では、担当推進委員の意見をお願いします。</p>
推進委員	<p>はい。資料編の2ページを見ていただきますと〇〇橋近くのハウスが表示されています。現地には7月22日に〇〇さんと立会をさせていただきまして、利用についてはハウスをそのままお母さんが野菜等を作られるということで、現状は変わらないということです。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p>

	質疑がある方は挙手をお願いします。
農業委員者	はい。
議長	どうぞ。
農業委員	息子さんの方に譲渡にならなかったんですかね。高齢で手放すのに、高齢の方が譲り受ける形で。ちょっとした疑問なんですけれども。
事務局	農地法3条の要件としては、高齢だから譲受人になれないということはありません。息子さんと一緒に経営されていますので、後々は、息子さんが相続するのではないかと思います。
議長	よろしいでしょうか。 他に質疑はありませんか。
	(質疑なし)
議長	質疑が無いようですので、採決を行います。 許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により、議案第19号番号1は、許可することに決定しました。 次に、議案第20号番号1から番号3農用地利用集積計画の利用権設定について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第20号番号1から番号3農用地利用集積計画の利用権設定について説明をします。 議案書の12ページから17ページまでが利用権設定についての資料になります。資料編は3ページから5ページをご確認ください。新規が2件と、番号3は二筆のうち一筆が再設定でもう一筆が新規になります。詳細につきましては、申出書等の記載内容をご確認ください。以上です。
議長	質疑がある方は挙手をお願いします。13ページと15ページの方は、名前は違うけれども電話番号が同じですが、何か関係があるのでしょうか。
事務局	ご兄弟です。
議長	分かりました。 何か質疑はありませんか。
	(質疑なし)
議長	質疑が無いようですので、採決を行います。

	決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	<p>全員賛成により、議案第20号番号1から番号3は承認されました。</p> <p>次に、報告事項です。報告については、事務局長の専決事項として処理が終わっている内容です。事務局より報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>報告第9号番号1専決処分について農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について報告をします。</p> <p>議案書19ページが届出書、転用目的は、社員宿舎の駐車場です。資料編は6ページになります。議案書20ページから28ページまで関係書類を添付しています。届出の農地は、市街化区域内の農地であり、届出書類に不備はなく、受理通知書を発行済です。</p> <p>次に報告第9号番号2 専決処分について農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書についてご報告いたします。議案書30ページが届出書、転用目的は幼稚園新設です。隣接の保育園の建替えとのことです。資料編は7ページになります。</p> <p>議案書31ページから37ページまで関係書類を添付しています。届出の農地は、市街化区域内の農地であり、届出書類に不備はなく、受理通知書を発行済です。以上です。</p>
議 長	最後に、その他について、事務局よりお願いします。
事 務 局	(事務局説明)
議 長	<p>農地パトロールも終わったところもあるかと思いますが、これからのところもありますので、よろしくをお願いします。</p> <p>これで本日の総会を閉会します。次回は9月12日（火）午後3時からです。次回は時間がいつもと違いますのでご注意ください。よろしくをお願いします。お疲れ様でした。</p>
	10時 11分 閉会